くらしの伝言板

救急出動件数　80 件
火災出動件数　2 件
（4 月末日現在）

人の動き ➡ 4,938 人（+3）
男 2,356 人（＋ 5）/ 女 2,582 人（－ 2）
世帯数 2,106 世帯（＋ 17）
4 月末日現在の住民基本台帳　カッコ内は前月対比

福祉保健課 ☎47-5555　総合福祉センター 窓口 7 番

介護保険料を通知します

町では、今年度の介護保険料を決定し、65 歳以上の皆さんに通知します。

介護保険料は、皆さんの負担が重くなり過ぎないように、本人および家族の収入や住民税課税状況に応じて段階的に分かれています。（介護保険料基準月額は、昨年同様 4,850 円で変更ありません）

介護保険料の納め方は、年金からあらかじめ差し引かれる「特別徴収」、納付書で納める「普通徴収」、特別徴収と普通徴収の両方で納める「併用徴収」がありますので、通知書で「年間の保険料額」と「納付方法」を必ず確認してください。

普通徴収第 1 期の納期限は 7 月 1 日㈪です。

○**問合せ**　福祉保健課介護保険係

ひとり親家庭等医療費助成 ～父子家庭の方も対象～

「ひとり親家庭等医療費助成制度」は、父子家庭の方も対象となりますので、次の要件に該当する方は申請してください。

■**対象となる方**
ひとり親家庭等の 18 歳未満（学生などは 20 歳未満）の子どもとその父または母

■**助成内容**
子どもは入院と通院、父または母は入院のみ医療費の自己負担額を助成します。ただし、子どもの年齢や世帯の課税状況により、次の一部負担金を医療機関の窓口でお支払いください。

①０歳から中学生までの子ども以外で町民税課税世帯の方
医療費の 1 割（月額限度額　入院 57,600 円、通院 18,000 円）

②０歳から中学生までの子どもと町民税非課税世帯の方
初診時一部負担金（医科 580 円、歯科 510 円、柔整 270 円）

■**申請に必要なもの**
・ひとり親家庭等であることが確認できる書類（戸籍謄本など）
・健康保険証
・印鑑
・マイナンバーカードまたは通知カード＋写真付き身分証明など

■**問合せ**　福祉保健課医療給付係

令和元年度教科書展示会

小学校、中学校の教科書展示会を開催します。

○**と　き**　6 月 14 日㈮～ 29 日㈯
①月・火・木・金曜日　10 時～ 18 時
②水曜日　10 時～ 19 時
③土曜日　10 時～ 15 時
○**ところ**　図書館研修室
※研修室の利用状況によっては、一時的に閲覧できない場合があります。
○**問合せ**　管理課（☎ 47-2122）

わくわく園の運動会

皆さんのご声援をお願いします。

○**と　き**　6 月 15 日㈯ 8 時 30 分
※雨天時は、22 日に実施
○**ところ**
認定こども園「わくわく園」グラウンド
○**問合せ**
認定こども園「わくわく園」（☎ 47-2622）

町民課 ☎ 47-2203　税の関係☎ 47-2193　役場 1 階 窓口 1 番

町道民税・国保税の第 1 期納期限は 7 月 1 日

町道民税と国保税の第 1 期分納期限は、7 月 1 日㈪です。なお、納税通知書は 6 月 10 日㈪に発送する予定です。

また、信金・農協・ゆうちょ銀行の口座で納税される方には、口座振替用納税通知書をお送りします。

夜間納税相談および収納窓口開設のお知らせ

日中、仕事などの都合により、納税相談や納付に出向くことが難しい方に、次のとおり夜間納税相談および収納窓口を開設します。

収納窓口では税のほか、使用料など（町に関係するものに限ります）も納付することができます。

○**と　き**　6 月 12 日㈬・7 月 10 日㈬
17 時 30 分～ 20 時
○**ところ**　町民課窓口

バリアフリー改修住宅の固定資産税を減額

高齢の方や障がいのある方などが居住する住宅（新築された日から 10 年以上を経過した住宅）について、令和 2 年 3 月 31 日までの間に、一定のバリアフリー改修工事を行った場合、改修工事が完了した翌年度 1 年分に限り 1 戸当たり 100 ㎡分までの固定資産税を 3 分の 1 減額しています。

減額を受けるためには、改修後 3 か月以内に工事費明細書や領収書、改修箇所の図面・写真（改修前後）などの書類を添付して町民課資産税係に申請してください。

■**居住者の要件**
○ 65 歳以上の方
○要介護認定または要支援認定を受けた方
○障がいのある方

■**対象となる改修工事**
○次に該当する工事を行い、補助金などを除く自己負担が 50 万円を超えるもので床面積が 50 ㎡以上 280 ㎡以下であること
○廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室の改良、トイレの改良、手すりの取り付け、床の段差の解消、引き戸への取り替え、床表面の滑り止め化

■**問合せ**　町民課資産税係

「女性のためのなんでも相談所」を開設

毎年 6 月 23 日から 29 日までの一週間は、内閣府が定める「男女共同参画週間」です。

北見人権擁護委員協議会では、悩みを持った女性が気軽に相談できるよう女性の人権擁護委員が相談員となる「女性のためのなんでも相談所」を次のとおり開設します。

○**と　き**　6 月 26 日㈬
13 時～ 16 時
○**ところ**　釧路地方法務局北見支局 2 階相談室（北見市高砂町 14 番 14 号）
○**相談員**
北見人権擁護委員協議会の女性人権擁護委員
○**問合せ**
・釧路地方法務局北見支局（☎ 23-6153）
・町民課住民活動係

空き家・空き地の適正な管理にご協力を

空き家や空き地の管理は、土地の所有者の責任です。町内でも管理の行き届いていない空き地などの苦情が多数寄せられています。

何らかの問題が発生したときは、当事者間での解決が基本となりますが、そのようなことに至る前に、適正な管理に努めましょう。

○**害虫や草花の種などで近所迷惑にならないように、草刈りを行いましょう**
○**景観を損ねないよう定期的に清掃をしましょう**
○**問合せ**
町民課住民活動係